（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第三条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号を次のように改める。

二　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

第一条の二中第十二号を第十五号とし、第三号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三　役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十四第二項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五　役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（銀行法施行規則の一部改正）

第四条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三十四第一号中「第三十四条の三十七第四号に」を「第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十四条の三十四第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第三十四条の三十七第五号に」を「第三十四条の三十七第五号イからハまでのいずれにも」に、「第三十四条の三十七第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第三十四条の六十八第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第三十四条の三十九の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「銀行代理業者である法人の」に改め、「当該親法人等の子法人等」の下に「（当該銀行代理業者である法人を除く。）」を加え、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に改め、「の子法人等」の下に「（当該銀行代理業者である法人を除く。）」を加える。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第五条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十四第一号中「第二十五条の十六第四号に」を「第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十五条の十四第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第二十五条の十六第五号に」を「第二十五条の十六第五号イからハまでのいずれにも」に、「第二十五条の十六第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十五条の四十五第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第二十五条の十八の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二長期信用銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「長期信用銀行代理業者である法人の」に改め、「当該親法人等の子法人等」の下に「（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）」を加え、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に改め、「の子法人等」の下に「（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）」を加える。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第六条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一号中「第百四十三条第四号に」を「第百四十三条第四号イからチまでのいずれにも」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面